

# 男女共同参画会議専門調査会報告等を踏まえた今後の取組事項について

平成 26 年 4 月 25 日  
男女共同参画会議決定

## 1. 基本問題・影響調査専門調査会

基本問題・影響調査専門調査会の取りまとめ等を踏まえ、男女共同参画会議として政府に求める取組を以下のとおりとする。

- ・ 女性の活躍推進に向けた全国的なムーブメントを作り、地域に根差した取組を促進
- ・ 都道府県に対して、以下について要請
  - 国、地方公共団体、男女共同参画センター、地域経済団体、農林水産団体、地域金融機関等の多様な主体による女性活躍のための支援ネットワークの構築を推進すること
  - 仕事と子育て等との両立支援にとどまらず、企業等における役員・管理職への女性の登用や、6次産業化を含む女性による起業・創業を支援する取組を充実すること
  - すべての都道府県において職員の管理職等への女性の登用に係る目標の設定等を行うとともに、情報を開示すること
- ・ 市区町村に対して、すべての市区町村において男女共同参画計画の策定等による関係者の合意形成を図り、女性の活躍促進に向けた気運醸成を行うよう要請

## 2. 監視専門調査会

監視専門調査会の取りまとめ等を踏まえ、男女共同参画会議として政府に求める取組を以下のとおりとする。

- ・ 女子差別撤廃委員会の最終見解への対応について、監視専門調査会の意見を踏まえた更なる取組の推進
- ・ 女子差別撤廃委員会に対する次期定期報告について、監視専門調査会の意見に留意した報告書の作成
- ・ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大の一層の推進(都道府県防災会議の女性委員の割合は少なくとも30%、

女性のいない市区町村防災会議の数はゼロ、女性のいない消防団の数はゼロを目指す)

- ・ 東日本大震災からの復興に係る各種事業において、男女共同参画の視点が明らかになるよう、女性が活躍している事例等の積極的な情報発信及び復興に係る政策・方針決定過程への女性の参画拡大の一層の推進
- ・ 第3回国連防災世界会議において、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る我が国の経験を国際社会と共有

### **3. 女性に対する暴力に関する専門調査会**

女性に対する暴力に関する専門調査会の取りまとめ等を踏まえ、男女共同参画会議として政府に求める取組を以下のとおりとする。

- ・ 配偶者暴力防止法の改正も踏まえ、「生活の本拠を共にする交際をする関係」の解釈運用に関する啓発や広報、保護命令手続について周知
- ・ 交際相手からの暴力に係る相談窓口の利用の周知を実施するとともに、改正法施行後の実態を把握
- ・ 配偶者からの暴力被害者の安全性を確保する観点から、関係機関において被害者に関する情報の共有や相談員等に対する研修を充実
- ・ 加害者更生の取組を一層推進
- ・ ストーカー事案への対応について、法改正の内容も含めて、職務関係者へ周知及び研修を実施
- ・ 新たな生活困窮者支援制度を始め関連する取組と連携した被害者の保護・自立支援の取組を推進
- ・ 関係機関の連携や市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進により、被害者支援に係るワンストップ・サービスを推進